

山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例

(平成二十四年 山梨県条例第74号)

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第二条 法第七条の二第四項に規定する条例で定める既存の病床数及び当該申請に係る病床数の算定方法は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、 $\circ \cdot \circ$ 五以下であるときは \circ ）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定する。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数

当該病床の利用者の数

二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算入しない。

三 介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十六項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に $\circ \cdot$ 五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定する。

四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算入しない。

五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算入しない。

- 2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があつた日前の直近の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日前の直近の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。
- 3 申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(既存の病床数の補正)

第三条 法第七条の二第五項の規定により条例で定める基準は、介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

(専属薬剤師の設置)

第四条 病院及び医師が常時三人以上勤務する診療所には、法第十八条の専属の薬剤師を置かなければならない。

(病院の従業者)

第五条 法第二十一条第一項第一号に規定する条例で定める従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当な数を助産師とするものと

し、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当な数

六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適当な数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、開設又は再開の場合は、推定数による。

(病院の施設)

第六条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、その構造設備は、当該各号に定めるとおりとする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

(療養病床を有する診療所の従業者)

第七条 法第二十一条第二項第一号に規定する条例で定める従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な数

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、開設又は再開の場合は、推定数による。

(療養病床を有する診療所の施設)

第八条 法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設については、第六条第二号から第四号までの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(既存の病床数の補正等の特例)

- 2 平成十二年四月一日以降に介護保険法第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（次項において「平成十二年四月一日以降に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）及び平成三年六月二十六日以後に介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第八条第一項の規定によりその開設者が介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（次項において「平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。）については、当分の間、第二条第一項第三号及び第三条の規定は適用しない。
- 3 前項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百十九号）による改正後の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成十二年四月一日以降に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以降最初の医療法施行規則第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、附則第二項の規定にかかわらず、第二条第一項第三号及び第三条中「入所定員に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

(療養病床に係る経過措置)

- 5 療養病床を有する病院であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次項及び附則第七項において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（以下この項から附則第七項までにおいて「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下この項から附則第七項までにおいて「看護師等の員数」という。）が第五条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下この項において「特定病院」という。）であるもの（その開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出たものに限る。）に置くべき看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、同条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - 一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数

が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当な数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

6 療養病床を有する診療所であって、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第七条第一項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるもの（その開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出たものに限る。）に置くべき看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、同条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

7 療養病床を有する診療所であって、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第十項第一号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるもの（その開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出たものに限る。）に置くべき看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの一については、看護師又は准看護師）とする。

（病院の従業者の員数に係る経過措置）

8 精神病床を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二に規定するものを除く。）については、当分の間、第五条第一項第二号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

（療養病床を有する病院の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置）

9 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下この項及び附則第十一項において「平成十三年改正省令」という。）の施行の際現に医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）による改正前の医療法（以下この項において「旧医療法」という。）第七条第一項の開設の許可を受けている病院の建物（平成十三年改正省令の施行の際現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（附則第十一項において「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、平成十

三年改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第三十五号。附則第十一項において「平成十年改正省令」という。）附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年厚生省令第三号）附則第六条の規定の適用を受けているものを有する病院（平成十三年改正省令の施行後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）については、第六条第二号から第四号までの規定は適用しない。

（療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置）

10 法第二十一条第二項第一号に規定する従業者（医師及び歯科医師を除く。）の員数は、当分の間、第七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。

二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な数

（療養病床を有する診療所の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置）

11 平成十三年改正省令の施行の際現に開設されている診療所の建物（平成十三年改正省令の施行の際現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成十三年改正省令第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する診療所（平成十三年改正省令の施行後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）については、第八条の規定は適用しない。